

指名競争入札心得

(入札書記載事項)

第1条 入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名(工事名)
- (5) あて名(宮古市長とする。)
- (6) 入札参加者住所・氏名

(委任された者が入札を行なう場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する。)

(入札等)

第2条 入札は、入札案内通知書に記載の日時及び場所において行い、即時開札とする。

2 入札参加者は、仕様書、設計図書、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計図書、現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 入札書は、郵便をもって提出することができない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。この場合において、代理人が委任状を持参しないとき、又は持参した委任状に不備があるときは失格となり当該入札に参加することができない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札保証金)

第3条 入札保証金は、免除とする。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退しようとする者は、次に掲げるところにより申し出なければならない。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参又は郵送(入札前に到着するものに限る。)すること。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 入札参加者が2人に満たないときは、原則として当該入札を中止するものとする。

4 入札執行回数は1回とし、落札者がいないときは入札を打ち切る。

(無効の入札)

第6条 次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 民法(明治29年法律89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 代理人と認められない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札

- (6) 指定様式でない工事費内訳書を提出した入札
- (7) 工事費内訳書を提出しない入札
- (8) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札(内訳書に値引きの記載は認めない。)
- (9) 工事費内訳書の内訳が記載されていない入札
- (10) 工事費内訳書の記載内容に誤り、漏れがある入札
- (11) 工事費内訳書の内訳が、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に満たない入札
 - ① 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- (12) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (15) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (16) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (17) 予定価格を超える金額の入札
- (18) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札者となるべき者が複数となった場合の落札者の決定)

第8条 落札者となるべき者が複数となった場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(異議の申立て)

第9条 入札をしたものは、入札後、この心得、仕様書、設計図書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(指名停止措置)

第10条 入札において次の各号のいずれかに該当する行為をした者には、市営建設工事に係る指名停止措置基準(以下「措置基準」という。)に基づく指名停止の措置を講ずることがある。

- (1) 予定価格を超える金額の入札をした者
- (2) 談合その他、不正行為による入札を行った者
- (3) 虚偽の申請により資格を得て入札を行った者

(工事費内訳書)

第11条 工事費内訳書は別紙様式第3号によるものとし、工種の項目は工事所管課が定める。

(違約金)

第12条 落札者が、落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収できるものとする。

(契約の成立条件)

第13条 契約は、落札者と決定された者と締結するが、請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第25号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合(市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。)
- (2) 措置基準に基づく指名停止措置を受けた場合